

記載例

様式第1（第2条第1項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書

令和〇年〇月〇日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

住 所 横浜市中区日本大通1番地1
名 称 株式会社〇〇製作所
代表者の氏名 代表取締役 神奈川 太郎

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、別紙1の計画について承認を受けたいので、別紙2と併せて申請します。

（備考）

- 1 地方公共団体の長（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(3) 地域経済牽引事業として行う事業の内容

(事業名)

電気自動車用〇〇製品生産拡大のための新工場建設と
〇〇の生産設備導入

地域経済牽引事業の内容が把握できる
事業名を記載

(関連する業種)

輸送用機械器具製造業

地域経済牽引事業と関連する業種を日本標準産業中分類で記載
(細分類ではありません)

(地域経済牽引事業の内容)

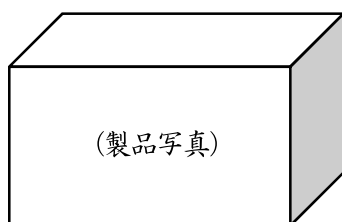
当該事業を計画した経緯や背景を記載

(会社概要、製品(サービス)、市場(顧客) 動向・ニーズ、経営課題等)

(事業の実施背景(これまでの経緯))

当社は、昭和〇〇年に創業し、自動車部品の製造、販売を主事業とした企業である。当社の強みは、独自の〇〇技術を活用した高精度の〇〇加工が行えることにあり、現在は、その技術を応用し、航空機分野など、幅広い産業分野に事業展開している。

主力製品は、電気自動車用〇〇製品で、国内の大手自動車メーカーの他、〇〇など海外の自動車メーカーでも取扱量が増えている。



製品の概要

- ・寸法 〇cm×〇cm×〇cm
- ・重さ 〇〇kg
- ・価格 〇〇万円
- ・その他 〇〇

近年の自動車業界は、各国の環境規制を受け、全世界的に電気自動車へ移行する動きが活発になっており、電気自動車の市場規模は、現在の〇〇兆円から〇〇年には〇〇兆円規模になると見込まれている。

この市場拡大に伴い、電気自動車用〇〇製品の需要も急増し、今後も引き続き需要増が見込まれているが、現工場での生産能力は既に限界が近づいており、生産能力の拡大が課題となっている。

また、電気自動車用〇〇製品は、燃費効率を向上するため、小型化を求める顧客ニーズが大きいですが、小型化を実現するためには〇〇という課題がある。

承認後、実施予定の地域経済牽引事業の内容について、図表等も用いて分かりやすく記載

- ・具体的な製品(サービス)の開発や売上増加等に関する考え方
- ・製品(サービス)の新規性や他社と比較した優位性(事業計画の売りとなる部分)
※自社の取組だけでなく、定量的なデータを用いて、他社と比べて異なる点を明確に記載
- ・活用する地域特性
- ・課題に対する解決方法

(今後の具体的な事業内容)

○新工場建設と設備導入

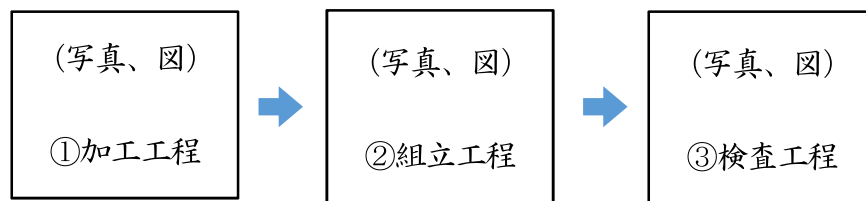
電気自動車用〇〇製品の生産能力拡大のため、新工場を増設するとともに、現工場で〇ラインが稼働している生産ラインについて、新工場で新たに〇ラインを追加することで、〇%の生産能力拡大を図る。

(新工場完成予想図)



新工場の概要

- ・敷地面積 ○○m² ・延床面積 ○○m²
- ・地上○階、地下○階
- ・着工 ○年○月 ・竣工 ○年○月
- ・その他 ○○



- ① (加工工程の説明)
- ② (組立工程の説明)
- ③ (検査工程の説明)

○小型化した新製品の開発

小型化を実現するためには、○○という課題があるが、これを解決するため、組立工程において、自動○○ロボットを導入する。これにより、同業他社の製品に比べて○○%小型化した新製品を開発する。なお、自動○○ロボットについては、○○技術を得意とする株式会社○○工業と共同開発を行う。

○販路開拓等

小型化した新製品の販売開始時期は、○○年○月を予定しており、販路開拓については、既存顧客の他、毎年○○展示会への出展により、新規顧客の掘起しを行う。

人員増員は、工場新設時の1年目は○名、二年目以降は、各○名ずつの採用を予定している。また、人材育成については、毎年○月に従業員○○講座を行い、従業員の○○技術の習得を図る。

なお、地域特性の活用として、株式会社○○工業と自動○○ロボットの共同開発を行うほか、部品調達について、○○製作所や○○への発注、さらに、自動○○ロボットの評価試験を○○大学で行うなど、自動車関連産業の集積を活用して事業を実施する。

(活用を予定する支援措置)

地域未来投資促進税制

地域経済牽引事業の承認を受けた後に活用を予定する支援措置を全て記載 (活用を検討中のものを含む。)

(その他)

上記事項以外に、審査に必要と思われる事項を記載
(国立公園その他環境上重要な地域を含む場合など)

(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所

- ・地域経済牽引事業を行う実施場所を記載
 - ・実施場所ごとに、当該事業のどの部分を行うか記載
- ※販路の拡大を行う場合など、促進区域外の場所を記載することも可能

横浜市中区日本大通1番地1 株式会社〇〇製作所（電気自動車用〇〇製品の製造、販売）

(5) 地域経済牽引事業の実施期間

(実施期間)

- ・地域経済牽引事業の実施期間は5年以内で、基本計画の終期（令和4年度（2022年度）末日）を超えて定めることが可能

2021年8月1日 ～ 2026年3月31日

(実施スケジュール)

事後的に事業の進捗管理を行うことができるよう、取組事項ごとに記載

取組事項	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
	2021年4月～	2022年4月～	2023年4月～	2024年4月～	2025年4月～
①新工場建設	〇月着工	〇月竣工 〇月稼働開始			
②設備導入		〇月～〇月 設備導入			
③小型化した 新製品の開発		〇月～〇月 研究開発	〇月～〇月 耐久テスト	〇月完成 〇月発売開始	
④販路開拓				販売拡大 〇月〇〇展示 会出展	販売拡大 〇月〇〇展示 会出展
⑤人員増員、 人材育成		〇月〇人採用 〇月従業員〇 〇講座	〇月〇人採用 〇月従業員〇 〇講座	〇月〇人採用 〇月従業員〇 〇講座	

2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者ごとに別表1-1に記載

事業者ごとに必要な額とその調達方法がわかるよう記載

3 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

(1) 付加価値創出額

(見込み)

地域経済牽引事業計画の実施期間を通じた当該事業の実施によって創出する予定の付加価値額を記載（会社全体ではなく、当該事業分のみで算出）

※当該事業による付加価値増加額が最終年度において6,600万円を上回ることが必要（事業計画期間が5年を下回る場合は、按分した値）

162,000千円

(算定根拠)

共同事業者がいる場合は、「事業全体」及び「事業者別」に記載

(単位：千円)

区分	事業開始前	事業開始後					
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	
	2020年4月～	2021年4月～	2022年4月～	2023年4月～	2024年4月～	2025年4月～	
①売上高	1,000,000	1,050,000	1,120,000	1,150,000	1,180,000	1,200,000	
費用総額	②売上原価	700,000	710,000	725,000	730,000	740,000	740,000
	③販売費及び一般管理費	200,000	210,000	225,000	230,000	230,000	240,000
	④計 (②+③)	900,000	920,000	950,000	960,000	970,000	980,000
⑤給与総額	500,000	520,000	525,000	530,000	532,000	534,000	
⑥租税公課	10,000	13,000	14,000	15,000	16,000	18,000	
⑦付加価値額 (①-④+⑤+⑥)	610,000	663,000	709,000	735,000	758,000	772,000	

【付加価値創出額 (見込み)】 事業計画最終年度の付加価値額－事業開始前年度の付加価値額

(用語の解説)

- ・費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費
- ・売上原価…売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額
- ・給与総額…役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に向向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。
- ・租税公課…営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。

(2) 経済的効果

(見込み)

- ・①取引額 10%増加、②売上高 10%増加、③雇用者数 5%増加、④給与等支給額 7%増加のいずれかを満たす見込みであることがわかるよう、地域経済牽引事業による相当の経済的効果の見込みを記載
- ・共同事業者がいる場合は、「事業全体」及び「事業者別」に記載

売上高 14.2%増加

(単位：千円)

区分	事業開始前	事業開始後				
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
	2020年4月～	2021年4月～	2022年4月～	2023年4月～	2024年4月～	2025年4月～
売上高	1,000,000	1,050,000	1,120,000	1,150,000	1,180,000	1,200,000

【経済的効果 (見込み) ※売上高の場合】

(事業計画最終年度の売上高－事業開始初年度の売上高) / 事業開始初年度の売上高 × 100

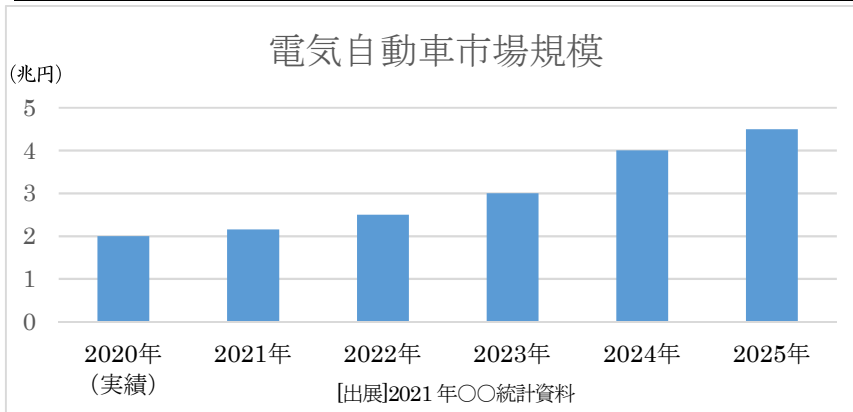
(算定根拠)

上記の見込みが一定の合理性を有することを説明する根拠を記載
(過去の実績、市場の成長性、製品の価格と数量の見込み、製品の競争力、具体的な販路(引き合い)など)

○ 販売計画

(単位:千円)

地域	事業開始前	事業開始後				
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
日本	500,000	500,000	550,000	570,000	570,000	590,000
アジア	180,000	200,000	220,000	230,000	230,000	230,000
欧米	270,000	300,000	300,000	300,000	330,000	330,000
その他	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
合計	1,000,000	1,050,000	1,120,000	1,150,000	1,180,000	1,200,000



2021年〇〇統計資料によると、電気自動車の市場規模は、現在の〇〇兆円から〇〇年には〇〇兆円まで、〇%の成長が見込まれている。

また、小型化した新製品は、同業他社の製品に比べて〇〇%の小型化を図ることで、高い競争力が見込まれる。

さらに、既に〇〇社や〇〇社などから引き合いがあり、1社あたり〇〇円の売上が見込まれることから、上記計画を達成することは可能である。

(注) 地方公共団体が基本計画で定める地域経済牽引事業の経済的効果(取引額又は売上、雇用者数、給与支払額のいずれか)を達成する見込みであることを記載すること。

II 任意記載事項

「II 任意記載事項」は、特例を活用する場合のみ記載
(活用しない場合は、記載不要)

1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

別表1-2に記載

市町村が土地利用調整計画を作成した土地である場合、
別紙1-2に記載

2 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

別表1-2に記載

市町村が土地利用調整計画を作成した土地である場合、
別紙1-2に記載

3 中小企業者が法第19条第2項、第28条又は第29条に定められた事業承継等に関する特例を受ける場合の事項

(1) 承継等中小企業者及び被承継等中小企業者の名称

(承継等中小企業者の名称)

〇〇株式会社

事業承継等に関する特例を利用しようとする場合、事業承継等により事業を譲り受ける中小企業者の名称を記載

(被承継等中小企業者の名称)

株式会社△△

事業承継等に関する特例を利用しようとする場合、事業承継等により事業を譲り渡す中小企業者の名称を記載

(2) 事業承継等の内容及び実施時期

(事業承継等の内容)

①吸収合併

事業承継等の内容を下記の①～⑨から選択して記載

①吸収合併、②新設合併、③吸収分割、④新設分割、⑤株式交換、
⑥株式移転、⑦事業又は資産の譲受け、⑧株式又は持分の取得、
⑨事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

(実施時期)

令和〇年〇月

事業承継を行う予定の時期を記載

(3) 法第19条第2項に定められた中小企業信用保険法の特例を受ける場合は、直前の事業年度における以下の事項

① 純資産の額が零を超えること

純資産合計額 = 134,500 千円 > 0

承認申請直前の事業年度の決算における貸借対照表の「純資産合計額」を記載

② EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること

EBITDA 有利子負債倍率 = 4.9 倍 ≤ 10

承認申請直前の事業年度の決算における貸借対照表、損益計算書から金額を記載

[計算式] (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

借入金・社債 (139,800 千円) － 現預金 (25,000 千円)

営業利益 (20,000 千円) ＋ 減価償却費 (3,200 千円)

4 一般社団法人が法第23条第1項又は第2項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項

(1) 一般社団法人の名称及び所在地

一般社団法人〇〇振興協会

〇〇市〇〇町〇〇

一般社団法人を地域団体商標の登録主体とする特例を受けようとする場合、一般社団法人の名称及び所在地を記載

(2) 一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

〇〇に入会するためには〇〇〇〇 (一般社団法人の実際の定款の該当部分)

一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定めを記載

(3) 法第23条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

●● (地域の名称) 産の〇〇 (商品名)

地域団体商標の地域の名称と商品 (役務) との関係を記載

5 補助金等交付財産の活用に関する事項

〇〇公設試が保有する〇〇測定装置（令和〇〇年〇〇省〇〇補助金第〇〇号）

官民連携型事業計画において、補助金等交付財産の財産処分を簡素化する特例を活用しようとする場合、補助金等交付財産、補助金等交付省庁、補助金等の番号を記載

6 法第25条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項

課税の特例を活用しようとする場合、課税の特例の対象とする施設又は設備の概要を記載

種類	資産の内容	数量	予定単価	取得予定価格 (数量×予定単価)	取得予定時期
建物及びその 附属設備	〇〇加工工場 ・2021年〇月着工 ・横浜市〇区〇3番地3	1棟	〇〇円	〇〇円	2022年〇月
建物及びその 附属設備	〇〇設備	1式	〇〇円	〇〇円	2022年〇月
構築物	〇〇塔	1式	〇〇円	〇〇円	2022年〇月
機械及び装置	〇〇加工機	3台	〇〇円	〇〇円	2022年〇月
機械及び装置	〇〇溶接機	2台	〇〇円	〇〇円	2022年〇月
器具及び備品	〇〇測定器	1台	〇〇円	〇〇円	2022年〇月
合計				〇〇〇円	

(別紙2)

地域経済牽引事業計画の公表

可	不可
○	

(注) 地域経済牽引事業計画が承認された場合、事業者の名称、住所、法人番号、事業名、地域経済牽引事業計画の承認日及び地域経済牽引事業計画を承認した者の名称を経済産業省のホームページにおいて公表することについて、可又は不可のいずれかに○を付けること。

別表1-1 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者名：株式会社〇〇製作所

(単位：千円)

年度	調達先 費用	借入金	自己資金	その他 ※1	合計	備考 ※2
	建物				0	
	機械装置				0	
	運転資金		200,000		200,000	
	その他				0	
	小計	0	200,000	0	200,000	
2023年 3月期	土地				0	
	建物	200,000	800,000		1,000,000	
	機械装置		100,000	10,000	110,000	※その他は、ものづくり補助金
	運転資金		300,000		300,000	
	その他				0	
	小計	200,000	1,200,000	10,000	1,410,000	
2024年 3月期	土地				0	
	建物				0	
	機械装置				0	
	運転資金		200,000		200,000	
	その他				0	
	小計	0	200,000	0	200,000	
2025年 3月期	土地				0	
	建物				0	
	機械装置				0	
	運転資金		100,000		100,000	
	その他				0	
	小計	0	100,000	0	100,000	
2026年 3月期	土地				0	
	建物				0	
	機械装置				0	
	運転資金		100,000		100,000	
	その他				0	
	小計	0	100,000	0	100,000	
合 計	土地	0	0	0	0	
	建物	200,000	800,000	0	1,000,000	
	機械装置	0	100,000	10,000	110,000	
	運転資金	0	900,000	0	900,000	
	その他	0	0	0	0	
	小計	200,000	1,800,000	10,000	2,010,000	

※1 都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※2 株式会社日本政策金融公庫による融資制度等の利用を希望する場合は、その旨を備考欄に記載すること。
また、金融機関から融資を受ける場合で、信用保証協会の制度の利用を希望するときは、その旨を備考欄に記載すること。

別表 1 - 2 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項、地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

施設の概要	土地の所在	地番	地目		面積	備考
			登記簿	現況		
〇〇の製造工場	横浜市〇〇	〇〇	宅地	宅地	10,000㎡	
市町村が土地利用調整計画を作成した場合のみ作成						

※「土地の所在」には、所在地のほか、申請に係る土地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は都市計画法に規定する市街化調整区域に含まれているかを記載すること。